

平成 29 年度（11 月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 録

開催日時 平成 29 年 11 月 28 日（火）

10 : 00 ～ 11 : 15

開催場所 和歌山県自治会館

3 階 304 会議室

平成 29 年度（11 月）
紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 平成 29 年 11 月 28 日（火） 10 : 00～11 : 15

2 開催場所 和歌山県自治会館 3 階 304 会議室

3 出席委員 大浦 由美 委員
寒川 歳子 委員
高須 英樹 委員
谷関 俊男 委員
中西 重裕 委員
野田 寛芳 委員
三本 修平 委員 計 7 名

4 県関係出席者 森林・林業局 局 長 新谷垣内 真琴
森林整備課 副 課 長 田中 雅道
" 緑化推進班長 石橋 寛紀
" 主 任 栗生 剛
自然環境室 室 長 岡田 和久
" 自然環境班長 秦野 光章
" 副 主 査 岡田 武彦

平成 29 年度（11 月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：平成 29 年 11 月 28 日(火)午前 10 時より

場所：和歌山県自治会館 3 階 304 会議室

開 会 午前 10 時 0 分

田中副課長

「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催します。

本委員会の成立について報告します。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第 4 条第 3 項により、定足数は過半数となっています。本日ご出席の委員は 7 名ですので、本委員会が成立していることを報告します。

議事に入る前に、紀の国森づくり基金活用事業及び紀の国森づくり基金運営委員会について説明します。

石橋班長

紀の国森づくり基金の経緯については、森林を県民の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的に、平成 17 年 12 月の県議会で議員提案により「紀の国森づくり税条例」と「紀の国森づくり基金条例」が成立しました。

紀の国森づくり税は、個人ですと年間 500 円を県民税に加算し、法人県民税と合わせて年間 2 億 7,000 万円の税収を紀の国森づくり基金に積み立て、平成 19 年 4 月 1 日の条例施行に伴い、平成 19 年度から紀の国森づくり基金活用事業を実施しています。

平成 19 年度から始まり、5 年間で第 1 期として、平成 29 年度は 3 期目の 1 年目となっています。

紀の国森づくり基金活用事業の概要ですが、基金条例の目的を達成するため、森林環境の保全や森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組むこととしています。

具体的には、1 つ目として「森とあそぶ・まなぶ」、2 つ目に「森をつくる・まもる」、3 つ目に「森をいかす」の 3 つの区分に分け、事業を実施しています。

最後に、紀の国森づくり基金運営委員会についてご説明します。

当委員会は、基金条例第 5 条第 1 項の規定に基づき設置し、資料 1 の 2 ページ目にございます「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱」により、運営しています。

要綱の第 2 条の審議事項については、基金条例第 1 条の目的を達成するために実施する事業に関することとしています。

また、委員会には、要綱第 3 条に基づき、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出することとなっています。

議長は、委員長が当たることとなっており、委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き決することができないものとなっています。

さらに、委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものとなっています。

以上で、紀の国森づくり基金活用事業及び紀の国森づくり基金運営委員会についての説明を終わります。

田中副課長

今の説明に対しまして、何かご質問はございませんか。
無いようですので、議事に入ります。

会議の議長につきましては、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により、委員長があたるとなっておりますが、今回は委員改選後初めての会議であり、委員長が不在であります。つきましては、前委員長の■■委員に臨時の議長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

各委員

(異議無し)

田中副課長

「異議なし」のお声がございましたので、■■委員、よろしく申し上げます。

■■臨時議長

臨時の議長に指名されました■■です。よろしく申し上げます。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

■■委員と■■委員をお願いします。

[両委員うなづく]

■■臨時議長

次に、議事1「委員長及び副委員長の選出について」です。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第3条により、委員長及び副委員長は委員の互選により選出することとなっております。皆様いかがいたしましょうか。

■■委員

■■委員、お願いいたします。

■■臨時議長

はい、私へのお声をいただきましたが、皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■臨時議長

それでは前期に引き続き、お引き受けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、補佐をいただきます副委員長の選任についてですが、いかがでしょうか。

私としましては、副委員長も引き続き■■委員をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■臨時議長

それでは、委員長には私が、副委員長に■■委員ということで、本会の運営に務めてまいりたいと思います。皆様よろしく申し上げます。

ここからは委員長として議長を務めさせていただきます。

■■委員長

それでは次第に従いまして議事に移りたいと思います。

議題の2「平成30年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画について」を審議します。当局から説明をお願いします。

栗生主任

資料の2「平成30年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画について」をごらんください。

資料1 ページ目は、平成30年度紀の国森づくり基金活用事業予算案となります。

事業は、公募事業と県が取り組む施策の2つに大別しています。

県が取り組む施策については、市町村や森林組合等への補助を行う補助事業と、県が直接行う県事業になります。平成30年度は補助事業が■■事業、県事業が■■事業の計■■の事業を計画しております。

なお、この平成30年度の予算額については、現在、財政部局との予算折衝中で、確定したものではありませんので、ご了承願います。

予算の内訳については、前年度予算と対比して説明します。

まず、一番上からですが、公募事業として■■■万円を計上しております。これは昨年と同様です。

その次の県が取り組む施策においては、森林の環境保全整備に重点を置いた取り組みを促進していることから、紀の国森林環境保全整備事業が全体の■■%、森林環境教育の一環として緑育推進事業が全体の■■%で、この■■事業を合わせて約■割を占めております。

補助事業として、紀の国森林環境保全整備の事業は、事業メニューとしては4つございます。森林環境整備としての間伐、またその山地内の河道周辺における流木対策、また里山整備としての森林病虫害による被害木の伐倒駆除や予防伐採、竹林対策としての放置竹林対策への補助事業で、合わせて■■■万円を計上しております。

次に、市町村の森づくり事業として、各市町村が主体となって行う県民参加型の森づくり等に関する補助金で■■■万円を計上しております。これは■■■万円の減額ということで、■年後に■■円を目指して少しずつ縮小しています。

次に、森林の公的管理推進ですが、これは貴重な自然生態系を持つ森林などの公有林化に対する市町村への補助事業で、平成30年度は市町村からの要望がございませんでしたので、■■■円となっています。

次に、緑育関係は、小・中学生や一般県民を対象とした森林学習に対する補助事業で、こちらは■■■万円の増額で■■■万円を計上しています。

続いて、県事業として、普及啓発は、「わかやま森林と樹木の日」記念式典の開催や、紀の国森づくり基金運営委員会の運営等に係る経費として■■■万円を計上しています。

次に、森林景観づくり事業として、郷土樹種を加害する突発的な森林病虫害の防除と、郷土樹種の苗木育成のための経費として■■■万円を計上しています。

次に、森林被害調査として、前年度から■■■万円増の■■■万円を計上しています。この増額は2年に1度行うシカの頭数推定調査に要する経費です。

次に、県が実施する森林の公的管理推進として調査費と購入費に■■■

万円を計上しております。これは今年度、調査方法を見直したことによって予算が削減できた分を平成 30 年度に計上しております。

次に、県立自然公園内などでのシカなどの食害防止対策として実施する護摩壇山植生再生として■■■万円を計上しています。

次に、「ごまさんふれあい再生の森」として■■■万円を計上しています。こちらの事業名は委員のご意見を参考に「護摩壇山自然林化」という名前から変更しています。本事業は平成 28 年度で終了した「護摩壇山自然再生プロジェクト」の後継事業として護摩壇山森林公園の人工林において針広混交林化、広葉樹林の保護を県民参加による保全活動により進めていくものです。初年度となる今年は、田辺市龍神村の小学生による森林学習体験などを実施しております。全体としては■■■万円、平成 29 年度と比較して■■■万円の増額となっております。

以上となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

■■委員長

当局からの説明が終わりました。

何か質問等ございませんか。

項目などは、後継のプロジェクトがあったということですが、ほぼ変わっていない状況になっています。

私から質問ですけれども。森林景観づくりがわずかではありますが増えています、主にどの部分に力を入れるのでしょうか。

栗生主任

森林景観づくりは、郷土樹種の苗木育成のほうの要望が増えてきておりますので、そちらの育成に対する経費が増えています。

■■委員長

どんな形でその育成を補助していくことを考えているのでしょうか。

栗生主任

これは林業試験場の中辺路試験地が種を採取してきて、郷土樹種を育成しております、それに係る経費です。

■■委員長

ほかに、いかがでしょうか。

■■委員

市町村民の森づくりが減額になっており、■年後には■■■円を目指すという説明でしたが、どういう目的で始められて、■年後には終わるといふのはどういうことですか。

石橋班長

市町村民の森事業については、平成 23 年の植樹祭を契機に各市町村で市町村参加型の森づくりをしていただいたのが始まりです。それから 10 年近くになってくるということで、残り■年もすれば管理を必要としない森林になるだろうということで予算は削減していく方向で検討しています。

■■委員長

ほかに、いかがでしょうか。

■■委員

県事業で、森林の公的管理推進という項目が■■■万円と増えているのですが、2 つ質問あります。

これは具体的にどこか候補地があるということなのか。

もう一つは候補地を選定する上でどういう基準があるのか。例えば、県立自然公園の第1種になったところを優先的に指定していくとか、公的管理をしていくとか、何かそういう基準があれば教えていただきたい。

岡田室長

候補地があるかどうかの質問については、■■■に候補地がありますので、この後、説明をさせていただきます。

どういった森林を対象にしているかについては、まず天然林であること、それから伐採してかなり年数がたって森の年齢的にもそれなりに価値があること、そういう要件で県内で候補地を探しながら購入することになっています。

県の計画でも、5年間で1,000ヘクタール程度の公有林化を目指すことになっており、そういう計画の中で順次進めております。

■■委員

候補地の位置というのは、例えば水源の源流に近いところを中心に決定するとか、そういう縛りというのはあるのでしょうか。

岡田室長

特にそういうことはありません。海岸沿いの森であっても、それがその地域で非常に貴重な森であれば十分対象にもなりますし、水源とか文化的とか、そういうことだけではないということです。

■■委員長

ほか、いかがでしょうか。

■■委員

森林環境保全整備の流木対策のところ、これは流木が流下してきて橋を壊すとか、被害を増大させるとかで全国的にも問題になっていることを意識されてのことだと思うのですが、一つは森づくり基金は森林整備に資するという基本的なところがあると思うので、実施のときに「単に災害対策じゃないか」とならないような運用をお願いしたいと思います。ですから、周辺の強度の間伐も含めて、あるいは混交林化も含めて実施することが一体的に行われればなお良いのかなと。単に倒木整理だけだと、災害対策となってしまうかと思いました。

あと竹林対策で里山を整備するというのは、竹林として健全に管理をしていくことを主体に考えるのか、あるいは蔓延った竹林を伐採して広葉樹林に戻すことを主体に考えるのかで取り組みが随分違うと思うので、その辺の整理もあつたほうが良いという気がしました。

■■委員長

今の点について、事務局いかがですか。

栗生主任

竹林の整備については、公募事業の議題の中で竹林を健全に整備していくのではなく、竹林対策として取り組んでいくということを示すように一部改正しております。それは後ほど説明させていただきます。

■■委員長

公募事業だけでなく、県が行う補助事業としての竹林対策も、竹林を維持するのではなくて竹林を駆除するというような方向ですか。

栗生主任

はい、そうです。

■■委員長

ほかに、いかがでしょうか。

■■委員

補助事業の中で森林の公的管理推進というのが来年度■■■円になり、その理由は市町村からの申請がなかったということですが、世界遺産周辺の森林の公有林化というのを前からやっていたと思うのですが、それが終わって必要なくなったからか、それとも市町村が負担に感じるので申請がないのか、それを教えていただけますか。

石橋班長

公的管理については、予定の箇所が全て購入されたというわけではなく、来年度購入できる準備が整った案件がないということです。

■■委員

では、公的管理が全て終わったのではなく、買う準備がまだできていない、そういうことですね。

石橋班長

はい、そうです。

■■委員

わかりました。

■■委員長

田辺市については、独自の基金を使って市の単独で公有林化を進めるような事業も始まっていますので、そういう意味で、まだまだ対策が必要と思われるところがあるようです。

新谷垣内局長

それに関連して、直接、基金事業ではないのですが、国の森林環境税の中でも同じような森林の公的管理という考え方が出てきております。まだ制度が決まっていないのですが、経営意欲の無い森林や放置森林について、所有者から市町村にその土地を寄附してもらい、あるいは経営委託をして、市町村が森林環境税を財源として管理していくという新しい仕組みを導入していきたいと。あるいは「森林バンク」という名前も最近出てきていますが、そういう形で森林経営意欲のない森林、放置森林について、所有者の了解を得てというか、所有者の寄附なのか委託なのか、まだ制度が決まっていないのですが、新たに森林環境税を財源とした森林の公的管理ということ国の方で議論されており、直接買い上げるという私どもの森づくり基金事業とは違うのですが、また別の動きの森林の公的管理というのが国で検討されている状況です。

■■委員長

ありがとうございます。

■■委員

今の件ですが、和歌山県は大変民有林が多いですね。その辺で森林の所有者であるとか境界であるとかというのは、どの程度判明しているのでしょうか。もしそういうことが判明していないとなると、今、言われているような事業を進めようと思ってもなかなか難しい面が出てくるようにも思っています。

石橋班長

地籍調査などで境界の確認がされているのは、おおよそ県全体の3割程

度かと思います。地籍調査というのは市街地とか集落周辺から始まるもので、奥地森林というのは後回しになっていくのが現状です。

新谷垣内局長

それと、もう一点。

今、国のほうでは「林地台帳」という動きが出ており、県などが持っている森林簿等の情報を市町村において図面や台帳という形に整理をして、平成31年4月を目途に、市民県民向けに公開をするという流れになっています。

まずは皆さん方に見ていただいて、土地所有者の方々から、これは違うなどの意見があれば、その都度、修正して真実に近づけていくという取り組みをしていこうというもので、行政が持っている情報を一元化して皆さん方に確認をしていただく林地台帳という取り組みが始まっております。平成30年度中に準備をして、平成31年春には皆さん方に見ていただけるようになると思います。当然、混乱が予想されるのですが、まずは皆さん方に見ていただいて、その中で確認できるものから境界、あるいは行政が持っている情報を整理するという取り組みを進めようとしているところです。

■■委員長

ありがとうございます。

■■委員

公的管理、買い入れについて感じているところは、まず市町村が積極的に買うかという、財産を増やす、境界もわかりにくい、市町村所有になると適切に管理しているのかを問われるということで、今のところ非常に躊躇すると思います。ただ、この事業で積極的に買い入れられた市町村も今まであって、その実績を見ると、ある程度まとまったところであり、点的な配置や、境界も非常に分からない所を買おうということになっていない。そういう意味からすれば、今、局長がおっしゃった、国が考えている公的管理は、放置された人工林を経営しない、放置しないことが大問題なのであって、少し色分けが現実には違ってくるのかなと。

ですので、県がお考えのように、自然環境の豊かな、人工林でないところを買っていくのだということであれば、おのずと棲み分けされるのかなという感じを持っています。

■■委員長

ありがとうございます。

■■委員

市町村と県と両方に公的管理推進という項目がありますので、双方頑張っていたきたいと思います。

もう一つ別のことですが、「ごまさんふれあい再生の森」で■■■万円の増加ということで、先ほど針広混交林化と県民参加による保全活動などということで金額が上がっています。龍神村の小学校の皆さんが主だということですけども、高野山から護摩壇山に至るまで関係する市町村があるので、そこら辺の清水町とか紀美野町とか、いろいろな皆さんと一緒にという方向も考えてはいかがでしょうかと思いました。

■■委員長

事務局、いかがですか。

栗生主任 ■■委員のご意見を参考にさせていただきますして、実施計画のほうを練りたいと思います。

■■委員長 今年度は、龍神が取り組まれているということですね。

栗生主任 はい。今年度はまだ初年度ということで、■■■万円の予算で龍神の小学生を対象に実施しました。

■■委員長 その周辺の市町村などに、あるいは関連の自治体などに広げていくような事は考えておられるのですか。

石橋班長 当初の計画では、護摩壇山プロジェクトを引き継ぐような形で予定しておりましたので、旧龍神村内の小学生を対象に護摩壇の森林公園を活用した森林教育と、それと公園内の人工林の針広混交林化ということを考えてございましたが、今の■■委員の意見も参考に今後の事業計画は考えていきたいと思っています。

そもそも護摩壇森林公園というのは、県民参加でのシャクナゲの植栽なんかもやっていますので、そういう形に取り組みが拡大できれば一番いいかなとは思いますが、参考にさせていただきたいと思っています。

■■委員長 ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

■■委員 流木対策ですけども、具体的にはどのように進めるのでしょうか。

栗生主任 間伐とかしてその木がそのまま下流に流れ出ないように整理する。河道の中にある木は切って処分する、そのような事業になっております。実際は間伐と合わせて実施しているところが多いです。

■■委員 例えば、間伐されて林内放置されているものを取り除いて、何かに利用していこうというようなことではないのでしょうか。

栗生主任 利用ではないです。災害対策というか、流出ないように処理します。

■■委員長 よろしいですか。

■■委員 はい。

■■委員長 ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。
なければ、審議のほうに移りたいと思います。
議事の2「平成30年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画について」は、「適当」ということでよろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■委員長

ありがとうございます。

各委員にたくさんの意見や質問を出していただきました。例えば■■委員がおっしゃった今の倒木整理に関しては災害対策ということだけでなく、この基金の目的とか、そういうことに係わらせて単に災害対策にならないように留意するという点。

それから、「ごまさんふれあい再生の森」の件についても、龍神村が中心で行っているということですが、周辺の町村などに拡大してもいいのではないかという点などについてご留意いただければと思います。

この河道周辺の倒木整理で出てきた倒木などについては、ほかのことにも言えることだと思うのですが、「利用」という話もありましたが、例えばバイオマスとして活用するだとか、そういう少しでもコストの削減につながるようなこととかも併せて考えられると良いのかなと思いました。

それでは、よろしくお願いします。

続きまして、議事の3「平成30年度紀の国森づくり基金活用事業の公募事業の実施について」を議題といたします。当局から説明をお願いいたします。

栗生主任

資料3「平成30年度紀の国森づくり基金活用事業公募事業の実施について」をごらんください。

本案件は、来年度公募の実施と、それに伴う要領の一部改正をお願いするものです。

資料は、2ページから21ページが「平成30年度紀の国森づくり基金活用事業公募要領」、資料の22ページから37ページが「紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領」となります。

主な改正点ですが、1点目は、募集期間を平成29年12月20日から平成30年2月9日(金) (金) までに変更するものです。

2点目は、委託費の補助限度額の変更、これは労務単価の変動に伴うものです。

3点目は、自己資金による活動内容も申請書に記載するように、申請様式を一部変更。これは以前の運営委員会でいろいろご指摘いただいたことを踏まえての改正となります。

4点目は、補助対象外経費の追加ということで、団体構成員等に対する支出を対象外とするように、今まで明記されていなかったので、明記するようにしております。

資料の2ページ目をごらんください。こちらが新旧対象表になりまして、左側が変更後、右側が変更前となります。

上から説明しますと、主な改正点は年度の改正と募集期間です。第7の補助対象外経費の箇所「申請団体の構成員等に対する支出」というのを明記しました。

実施団体の構成員が講師をしたときに、謝金とか出しても良いかという問い合わせもありましたので、はっきり明記するようにしております。

そして、資料2ページは単価の改正がありますが、これは労務単価の変更に伴う改正です。

その下の「用語の解説」ですが、右側の変更前が「竹林整備が必要な場所」ということで少し曖昧な表記になっておりましたので、先ほど■■委員からご指摘もありましたように、竹林として整備するのではなく、進入してきた竹林をきっちりと駆除するのだということで、「森林法第2条に規定される民有林による竹林の駆除が必要な場所」と変更をしたいと思えます。

その下の「構成員等」というところは補助対象外経費の語句の説明ということで、構成員の説明を入れております。

その下の「2号様式(注釈)」のところには、自己資金による活動も含めて全て記載してくださいという注意書きを加えています。

資料の3ページは収支予算書の様式になります。事業区分を自己資金等と補助金活用に分けて明記してもらうように変更したいと思えます。

4ページからは、公募要領にそれぞれの変更を反映して赤書きを入れたものになります。

同じく資料の22ページをごらんください。

こちらが公募の実施要領になります。こちらも、募集期間、年度の変更、労務賃金の改正に伴う単価の変更が主な変更点です。また、消費税を含むか含まないかが記載していなかったもので、明記するようにしました。

その下の2号様式のところでは、申請団体のスタッフの参加者数も記入することと、自己資金による活動も含めて全て記載するよう、注釈書きを追加しています。

そして、23ページは収支予算書になりますが、自己資金と補助金と分けて両方明記していただくように書いております。

24ページからはそれぞれの変更を赤書きとして反映したものです。

以上、要領等改正の上、平成30年度の公募事業を実施、募集を行う予定としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

■■委員長

何か質問等ございますか。

その年度、日付の変更と単価の変更に伴うもの、それからこれまで委員でおられた方、幾つか議論を覚えておられると思うのですが、自己資金で行われる分を全部含めて書いてくださいという点とか、あと竹林などに関しても定義をはっきりさせていくことになっていると思えます。いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようでしたら、審議に移りたいと思えます。

議事の3「平成30年度紀の国森づくり基金活用事業の公募事業の実施について」は、「適当」ということでよろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■委員長

ありがとうございます。特に問題点はないということですね。

続きまして、議事の4「平成30年度森林の公的管理推進事業について」を議題といたします。当局から説明をお願いいたします。

岡田室長

資料4をごらんください。

平成30年度で新紀州御留林の購入予定地の説明資料です。

3 ページの地図をご覧ください。この左下の部分を新紀州御留林としてこの事業で購入する予定としております。

この緑の部分は県立の自然公園、それから右の茶色の部分が高野龍神国定公園のエリアになっています。県立自然公園の中に白く抜けている場所がありますが、ここは自然環境保全地域です。また、別の保護の対象になっている地域、ここは国有林となっています。

先ほど見ていただいた場所、■■■になります。標高は380mから一番高いところで1,080mまで。面積は、狭いほうが101haで、大きなほうが289ha、両方合わせて390haとなっています。

森林の概況は、上のほうは冷温帯の落葉樹林——いわゆるブナ林と言われるところから、下のほう300mあたりのところは照葉樹林帯にわたるということで非常に多様な樹種の見られる天然林となっています。

地形も複雑でありますので、それぞれの地形に合った広葉樹がたくさん見られます。ここには「88種」と書いているのですが、これは谷、尾根を歩いたところで確認できた樹種ですので、もう少し詳しく調査すればもっと増えるのかなという印象を持っております。

対象地の標高の上のほうは、ブナ、ミズナラ、クリ、ミズメ、直径60センチ、70センチを超えるような大きな木が林立しており、樹高も高く、土地も肥えているのだなという森が広がっています。尾根の部分は針葉樹で、モミ・ツガがあります。

標高が下がってきますと常緑樹、カシ類——アカガシが入ってきて、ウラジロカシが入ってきて、アラカシが入ってきてという常緑樹の比率が高くなります。500mから下になってくると、コナラ、コジイとか、アカマツも含めて、この辺の里山でも見かけられる林が広がっており、昔から里山として利用されてきたエリアも入っているといった感じです。

「特筆すべき点」ですが、県内でも有数の広大な規模の天然林です。和歌山県の場合は、わりと大規模に植林されている場所が多いのですが、ここは非常に広い面積で広葉樹林というか天然林で残っています。八斗蒔峠の紅葉はきれいだということで、県民の皆さんにも有名な場所で、その場所の主体になっている森林です。

特に、標高800m以上では、護摩壇山のワイルドライフと遜色ないサイズのブナ・ミズナラが見られるということ。それから、標高700mぐらいにスダジイという海岸線にあるシイが、この辺の標高のところでも見られ、そこにブナが入り込んでおり、シイとブナが一緒に生えるという、興味深い現象も見られます。

それから、ユクノキという県内では少ない木があるのですが、ちょうど去年花が多い年回りだったようで、森の中の沢沿いで、たくさん開花しておりまして、非常にきれいでした。

それから、大きなものでは、「県下最大級」と書いているのですが、少なくとも私が見る限りではこんな大きなイロハモミジは見たことない、そんなものも沢沿いにあったというところでは。

確認された樹木は88種類ですが、もう少し詳しい調査をすればいろいろ出てくるものもあるかと思えます。

それから、右手は現地の写真です。夏の写真、秋の写真、それから林内のものです。写真で見ると、木はそんなに大きく見えないのですが、人と

比べるとこの木の大きさも良くわかります。非常に立派な木が生えている森となっております。

以上です。

栗生主任

続きまして、森林の公的管理推進事業に係る要領の一部改正について説明します。

資料の5ページ「紀の国森づくり基金活用事業（森林公的管理）補助金取扱要領」になります。今までは土地の評価を求める精通者は「なるべく2人以上」とすると定めていたのですが、県土整備部においては、平成23年度から取得する土地の評価については、評価額にかかわらず「1者」としてしておりまして、それに合わせてこちらの要領も評価額を求めるべき精通者は「1者」とすると変更したいと考えております。

それに関係するところの評価額の対応等についての条文を削除するという変更を考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

■■委員長

説明が終わりましたので、質問、ご意見等ございませんか。

■■委員

この写真の中で、人が立っておられる写真があるのですが、この山の中へは道が入っているのですか。

岡田室長

これは、■■■のところから川沿いを上がりまして、■■■林道へ上がっていく道が入っています。4ページの地図をごらんください。ちょうど「2号地」と書いておる白い枠の右下あたりに、道が入っているのが確認できると思うのですが、このような形で舗装道路が走っておりまして、乗用車でも何とか走れます。紅葉を見に行く皆さんがこの道を走られていくようです。

■■委員

これは林道ですか。

岡田室長

これは入口からは県道で、途中から林道となります。

■■委員長

ほか、いかがでしょうか。

■■委員

先ほどの平成30年度予算の県事業の公的管理■■■万円という費用がこれに当たるということですか。

岡田室長

はい、そうです。

■■委員長

ほか、いかがでしょうか。

こちらは結構、秋の紅葉シーズンを中心に人が入られる森なのではないでしょうか。他のシーズンなんかにも利用される森なのではないでしょうか。

岡田室長

他のシーズンは少ないと思います。鳥が好きですとか、虫が好きですとか、山歩きをされるという方は入っているようですが、一般的にたくさん

訪れるのは紅葉のシーズンと聞いております。

■■委員長

特にその管理上問題になるほどではないということですね。

岡田室長

今のところ、そういう話しはないです。今の所有者さんは山の管理には厳しい方なので、勝手に入るのは許可しないとか、そんな形で管理されております。

■■委員長

そういう許可しないと入れないという状況になっているのが、公的な管理に移るとどうなるのでしょうか。

岡田室長

県有林になった場合に、公的な管理というのはまず伐採はされない、それから伐採しないと当然開発もされません。それから、草花を取らないでくださいとか、その辺のところをどこまで規制できるかというのはこれからの課題です。もし問題が起こってきたら何らかの対策は考えていかなければいけないのですが、今のところはそれほどきちっとしたことはできないのかなと思います。

この森の中に少なくとも車で走れる道はあるのですが、遊歩道というのはありませんので、一般の方が入り込むということは考えにくい場所かなと思います。この辺が県有林——紀州御留林ですよという明示をきちんとして管理していきたいなと考えています。

■■委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

■■委員

ここは私も何回か走ったことがあります。行かれたことのない方には分かりにくいのでしょうか。街に住んでいる一般の人がここへ行ってみようというところではありません。落石があってタイヤは切れるかもしれないし、ただ知っている人は自然が豊かだからということで行く意欲が出るころかなと思います。

あと、この山というのは保安林ですよ。

岡田室長

保安林です。

■■委員

今後、買い入れという話になったときに、保安林でなければ、市町村は市町村有林とか県有林になったときに、多分、固定資産税がなくなってしまふと財政上は非常に困ることになると思うのです。その辺も買い入れるときには若干の障害になり得るかなと思いました。

■■委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。
ないようでしたら、審議に移ります。

議事の4「平成30年度森林の公的管理推進事業について」は、「適当」ということでよろしいでしょうか。

各委員

(異議無し)

■■委員長

ありがとうございました。議事につきましては、以上となります。続きまして、「その他」としまして当局からご報告をお願いします。

栗生主任

その他については、県からの報告事項ということで、平成29年度の森林の公的管理推進事業の実施状況について報告します。

こちらの森林の公的管理推進事業については、自然環境室の県営事業と古座川町への補助事業の2件について、それぞれ説明します。

岡田室長

資料の1ページ、29年度の購入予定地です。

地図は4ページをご覧ください。この右の下のほうに「道の駅」という字がちょっと切れているのですが、ここが高野龍神スカイラインのタワーのあるところ——休憩所というか、駐車場のあるタワーのところ。そこから少し高野山のほうへ進みまして、林道白馬線というのが中央から左下のほうへ走っているのですが、その対岸というか右手にある尾根を中心に広がっているブナを中心とした林です。

土地は左半分が有田川町上湯川、それから右半分が田辺市龍神村になっています。標高は1,100メートルから1,200メートルぐらい。面積は16ha強になっています。

ここの「森林の概要」に書いておりますように、冷温帯の落葉樹林です。それから日高川、有田川それぞれの源流になってきます。胸高直径60センチを超えるブナ、ミズナラなどの巨木にモミ、ツガ、ハリギリなどがまじる、この地域に残存する貴重な天然林と考えております。

一方、ミズナラですとかアカマツの巨木が見られて、過去には伐採がされてきたのかなという痕跡も見られます。

特筆すべき点として、護摩壇山ワイルドドライブ内と遜色のないブナ、ミズナラの巨木が見られることに加えまして、護摩壇山系一体でシカの食害によって壊滅的な被害を受けているスズタケというササですね、これが比較的よく残っております。場所によっては、ほとんど食害が見られずに高密度で残っているということで、今後、護摩壇山周辺でなくなってしまったスズタケ回復のために、この辺の株を利用して移植するという取り組みも考えられます。シカネット内にスズタケの株を移植していくことで、少なくともネットを張った中ではスズタケが回復できるということで、そういう意味でも非常に貴重な林であると考えております。

確認された樹木は、スカイラインから上の尾根との間ということで、割と乾燥した土地が多いので、それほど樹種は多くありません。ここに並べてあるような樹種が見られました。

以上となっております。

栗生主任

引き続きまして、資料の5ページからごらんください。

こちらが古座川町へ補助事業で購入する購入予定地です。地図のほうは7ページ、8ページにございます。

所在は古座川町松根、標高は460mから1,003mまで、面積が32.43ヘクタールとなります。

こちらは大塔山南東斜面にありまして、清流古座川の源流部でもあり、水系の保全や水源涵養といった住民生活にとって大変貴重な地域となっているということで、古座川町が購入されます。

こちらのほうについては、地図の8ページを見ていただくと書いておりますが、平成21年度にこの基金を活用して隣接する404haを既に購入しております。ただ、この当該土地のみが残されたエリアとなっておりますので、今回、ここも合わせて一体的に管理していきたいということで、古座川町からの申請をもとに購入手続に入っていくところでございます。説明は、以上でございます。

■■委員長

ありがとうございます。

当局のほうからの報告が終わりました。何かご質問等ございますか。

■■委員

2つお尋ねしたいです。

1つ目は上湯川のほうですが、スズタケが大分良好な状態で残っていると。何でここだけ逃れたかというのは興味があるのですが、それ以上にここも早晚シカに食害されてしまう可能性が結構高いと思うのですが、そのための対策というのは何か取られているのかということと。

もう一つは、大塔山のほうですが、これは県有林だけでも、古座川町に管理を委託する形になるということでしょうか。その2つをお尋ねしたいと思います。

岡田室長

ササの回復ですが、対策としては今年度、護摩壇山の一部でシカの防護ネットを張りました。そして今年11月3日に県民の皆さんにボランティアをお願いして、護摩壇山に集まってもらい、その張ったネット中に、その周辺で生き残っていたスズタケの株を何株か掘りまして移植する活動を行っています。

ちなみに、移植したのはスズタケだけではなくて、ブナの稚樹も植えました。ブナは3年前に大豊作で、今、林内にたくさんブナの稚樹が生えています。それは、やがては枯れてしまう苗木なので、今のうちに掘り取っておいて、将来ネット内に——というのはシカのせいで護摩壇山のブナが枯れ始めています。その枯れたエリアにネットを張って、ブナ、コハウチワカエデ、ヒメシャラ、そういった苗木を植栽しながら森林の回復を早めていきたい。併せてスズタケの回復も早めていきたいという取り組みを実施しました。来年度以降も続けて行く予定ですが、ブナは恐らくあと1~2年で稚樹は枯れていく、森の中でも枯れてしまうので、それらについては掘り取って、林業試験場（中辺路試験地）という苗木を育てる施設がありますので、そこに移植して育てることを行っております。育ってきた苗木は、シカネット内に移植したいと考えております。

■■委員

購入後は、このスズタケ群落なんかも保護するのか。

岡田室長

ここもネットで守る予定です。来年度、自然環境室で■■■万円を計上し、シカネットを要求しているのですが、その一部でここも保護しようという計画にしています。

■■委員長

古座川のほうは。

栗生主任

古座川の土地は、一般個人の所有林でして、それを町が買いまして町有林として管理していくことになっております。

■■委員長

市町村が購入するのか。

栗生主任

古座川町が購入しまして、町有林になります。その購入に対する県からの補助金ということになります。

■■委員長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

これは審議ではなくて報告ということですので、ないようでしたらこれで終わりたいと思います。

本日の委員会は、以上をもちまして終了いたします。

委員の皆様には、活発なご意見をいろいろ賜り、会議の進行にもご協力いただきまして、ありがとうございました。

田中副課長

■■委員長、ありがとうございました。

委員の皆様にも、長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。

本日の審議の内容につきましては、事務局におきまして議事録に取りまとめて、各委員の皆様にご確認をいただきます。その後に、議事録署名人に指名されました■■委員と■■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

閉 会 午前 11 時 15 分